

## 腰腕サポート導入支援事業実施要領

### 第1 事業の趣旨

経営の大規模化が進展する中、安定した労働力を確保するため、作業の軽労化の視点からパワーアシストツールの等の導入を支援する。

### 第2 事業の種類

この事業は、第1の趣旨に即して園芸作物等の生産を振興するため、次の1から2のメニューで構成し、各メニューの内容は別表に定めるとおりとする。

- 1 重労型
- 2 軽労型

### 第3 事業の実施手続

#### 1 事業実施計画の承認

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める事業実施計画を作成し、関係市町村長又は地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 関係市町村長は、(1)により提出された事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、事業実施計画書を地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

(3) 地域振興局長は、(1)又は(2)により提出された事業実施計画を審査し、適当と認める時は、農林水産部長との協議を経て、承認するものとする。

#### 2 交付決定前の事業着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上でやむを得ない場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

#### 3 事業実施計画の変更

事業実施計画の以下に掲げる重要な変更については、1、2及び3に準じて行うものとする。

##### (1) 事業実施主体の変更

##### (2) 事業に要する経費の30%を超える増減

### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から33年度までとする。

### 第5 助成

1 県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により

助成を行うものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助の対象となる機械は別表のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税(消費税及び地方消費税をいう。)抜事業費の3分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 補助金の下限金額

事業全体の補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ、競り等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

(3) 補助金の取扱い

ア 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

イ 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

## 第6 報告

### 1 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長又は地域振興局長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた関係市町村長又は地域振興局長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとする。また、関係市町村長はこれを地域振興局長に報告するものとする。

(3) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめのうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(4) (1)又は(3)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

(5) 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の策定、本事業の実施、導入された機械・施設等の管理運営、目標に向けた取組及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行うもの

とする。

#### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### 第8 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

様式1－1～3 事業実施計画（変更）承認申請書

様式1－4 事業実施計画協議書

様式1－5～6 事業実施計画（変更）承認通知

様式2－1～4 事業実施状況報告書

#### 附則

この要領は平成30年4月2日から施行する。

## 別記

### 事業実施基準及び実施にあたっての留意事項

#### 第1 事業実施主体

1 本事業の実施主体は次に掲げる者とする。

##### (1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。なお、1戸1法人は認定農業者（個人）として取り扱う。

##### (2) 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けていること。

イ 農業次世代人材投資資金(準備型)の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。

ウ 次の(ア)から(イ)のすべてを満たす独立・自営就農であること。(農地を利用しない経営の場合は(ア)は不要)

(ア) 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。

(ウ) 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。

(エ) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

##### (3) 農業協同組合

農業協同組合が機械を取得し、営農主体に貸し付ける場合を含む。

##### (4) 農業協同組合生産部会等

ア 農業協同組合の品目別生産部会等であって、園芸品目の生産を担っていること。

イ 代表者、規約及び運営規定が定められていること。

ウ 総会等を開催していること。

エ 3戸以上の農家で構成されており、認定農業者を含むこと。

##### (4) 機械共同利用組合

ア 機械の共同利用のみを目的とする組合であり、作業受託を行っていないこと。

イ 代表者、規約及び機械の管理運営規定が定められていること。

ウ 総会等を開催していること。

エ 3戸以上の農家で構成されており、認定農業者を含むこと。

## 第2 事業の成果目標

1 事業実施後の生産量又は作付面積が現状年と同等以上であり、かつ、販売額が税抜事業費と同額以上であること。

### 2 販売額等の考え方

(1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものとする。

ただし、品質向上で事業実施後の単価が高くなるものについては、品質向上に見合う単価を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

(2) 単収については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収を使用するものとする。

ただし、生産性向上で事業実施後の単収が高くなるものについては、生産性向上に見合う単収を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単収を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単収が不明の場合は、農協生産部会等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。

なお、永年性作物（アスパラガス、リンドウ、果樹等）については育成期間が経過した時期の単収を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

## 第3 事業実施に当たっての留意事項

1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

## 第4 事業の採択

事業の採択に当たっては、原則として事業実施計画のうち、園芸品目等の作付拡大を成果目標とするものを優先順位の第1位とし、新規園芸品目等作付を第2位、園芸品目等の作付面積が保持されるものを第3位とする。

## 第5 機械・施設等の管理運営

事業実施主体は、本事業によって導入したパワーアシストスーツ等を事業実施

計画に従って、適正に管理運営するものとする。